

<昭和57年>

12/25

No. 516

発行：東京都豊島区
編集：企画部広報課
豊島区東池袋1-18-1
〒170 ☎ 981-1111
<毎月5・15・25日発行>

広報

しま

人口と世帯数

12月1日現在

前月比

人口	271,372 (-33)
男	134,641 (-8)
女	136,731 (-25)
世帯数	125,861 (-16)

(住民基本台帳による)



ゲートボールを楽しむお年寄りたち

老人医療制度が変わります

2月1日から老人保健法実施

老人保健事業

老人保健法は、本格的な高齢化社会の到来に備えて、国民みんなが健康で安心のない老後を送れるように、総合的な保健事業を実施することを目的としています。その主な内容は、次のようになっています。

保健事業は、医療と医療以外のものがあります。

医療以外の保健事業には、次のものがあります。

保健事業に大別されます。

治療の給付は、現在と同様に保険医療機関などで行われます。

◇対象者

健康保険（国民健康保険、被用者保険など）に入っている方（所得制限はありません）で、70歳以上の方、または65歳以上70歳未満の方で一定の障害があるという区長の認定を受けた方。

※右に該当する方は、現在（④老人保健制度の対象になっていない方、および使用者保険の被保険者本人の方も老人保健法により医療を受けることになります。

受給者は、1月末日までに、郵送によりお届けします。

◇診療の受け方

医療院などの窓口に、医療受給者の入った健康手帳と医療保険の被保険者証を提示してく

ださい。どちらか一方だけですと、

診療は受けられません。

◇一部負担金

老人保健法では、受給対象になつた方が診療を受ける場合、医療機関に一部負担金を支払つたいためです。

（通院）1か月400円で、同一月に何回通院しても1か月400円です。たとえば、月の末日に通院し、翌月の初日にも通院した場合は、月ごとにそれぞれ400円支払うことになります。

また医療機関を変えた場合、総合病院などで内科、外科、歯科など二つ以上の診療科で受診した場合は、それぞれ400円支払うことになります。

◇詳細：社会教育課管理係内3451へ。

招待状の届かない方、外国人で参加ご希望の方は、係まで連絡ください。

なお、華美な服装は避け、気軽にご参加ください。

1分間指揮者コーナー

診療は受けられません。

◇一部負担金

老人保健法では、受給対象になつた方が診療を受ける場合、医療機関に一部負担金を支払つたいためです。

（通院）1か月400円で、同一月に何回通院しても1か月400円です。たとえば、月の末日に通院し、翌月の初日にも通院した場合は、月ごとにそれぞれ400円支払うことになります。

ただし、被用者保険の被保険者は本人の場合は、50日分が限度となります。

◇健康保険との関係

老人保健法に基づいて医療を受ける方は、健康保険などの医療給付の対象から除かれます。

ただし、医療以外の給付（傷病手当金など）は、従来どおり健保保険などから支給されます。

◇期日：1月15日（祝）
◇式典（午前10時、豊島公会堂）
◇つどい（午前11時、豊島区民センター）など
◇対象：昭和37年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた豊島区内にお住まいの方
◇詳細：社会教育課管理係内3451へ。
招待状の届かない方、外国人で参加ご希望の方は、係まで連絡ください。

送でお届けします。
なお、^新制度の対象になつていています。
^新制度は、1月末日までに郵便局にて更新します。
70歳以上（昭和2年2月1日現在）の方は、2月1日からは老人保健法に基づく医療の対象者となります。

法に基づく医療の対象者となりますが、お問い合わせは、老人福祉課医療助成係内2635へ。

まだ回答してない方は、早急に回答してくださるようお願いします。

（注）
▷ 健康保険証をお忘れなく。
▷ 眼科・耳鼻科は東京都衛生局休日診療案内所(216-4820)へ。

（注）
▷ 健康保険

4月入園の申込みは1月31日まで

保育園のご案内

- ① 昭和56年分の確定申告書
の写し
② 昭和57年度の住民税納税通知書または課税証明書

△固定資産税を納めている方
昭和57年度の納税通知書または
診断書

現在、お子さんが保育園に入っている保護者には、入園時に所得税源泉徴収票、住民税の納税通知書などを添付していただきました

たは課税証明書(都税事務所発行のもの)
提出していただくよう通知しますので、その年度の納税証明書などは、紛失しないよう大切に保管しておいてください。

東福祉事務所☎ 946-12511

西福祉事務所☎ 974-5531

二つの年金が

受けられるか

昭和58年4月の入園については相当数の希望者が予想されますので、事務の処理上、1月31日(月)までに、次の書類を持って居住地の福祉事務所へお申し込みください。

申込書類

- ① 保育所入所申請書
② 家庭の状況
(以上の用紙は福祉事務所にあります)

申請書に添付する書類

- ① 所得証明
② 勤めている方
③ 昭和57年分の源泉徴収票
④ 昭和57年度の住民税納税通知書または課税証明書
⑤ 自営業の方
⑥ 病気や、その看護の方

支払い証明

- △それ以外で働いている方
昭和57年中の収入を証明できるもの
所得証明関係は、父母とも必要です。
△就職が決まっている方
採用証明
△出産予定の方
母子健康手帳または診断書
△病気や、その看護の方

国民健康保険の高額療養費の自己負担限度額が、次のように変わります。今まで医療費の自己負担額(3割分)が1か月4万5千円を超えた場合、超えた金額が国民健康保険から払い戻されています。

昭和58年1月1日から、この自己負担限度額が5万1千円に引き上げられます。

ただし、70歳以上の方や、65歳以上で寝たきりなど一定以上の障害のある方、住民税非課税世帯の方については、3万9千円に増え置かれます。

△詳細…給付係☎ 2645
国民健康保険に加入している人が、万一、交通事故にあって国保に代わって加害者に請求することになります。詳しいことは相談求償担当☎ 2665へ。

あなたのように、障害年金と老齢年金に該当するときは、障害年金の中でも、同時に二つ以上の年金給付が生じた場合は、どちらか有利な方の年金を選ぶことになります。

あなたの年金額は、障害年金と老齢年金の二つが受けられます。ただし、この場合、母子年金の額は厚生年金等の遺族年金が受けられない人の5分の3になります。

詳しく述べては、国民年金課給付係☎ 2685へ。

国民年金「一ナ」

ご意見・ご質問があります
ご質問ください

金を選ぶ方が有利と思われます。現在は障害年金の方が額が高く、非課税だからです。障害年金を受けている間は、老齢年金は支給停止となります。

しかし、障害年金を受ける原因となつた傷病が良くなつたときは、そのときは、支給停止となつておいてください。

また例えば、国民年金の受給資格のある夫が死亡した場合、妻は寡婦年金が支給停止となります。

そのため、障害年金のどちらかを選択になつています。

厚生年金等のある夫が死亡した場合、妻が国民年金に入れて、18歳未満の子供がいるときは、厚生年金等の遺族年金と国民年金の母子年金の二つが受けられます。ただし、この場合、母子年金の額は厚生年金等の遺族年金が受けられない人の5分の3になります。

詳しく述べては、国民年金課給付係☎ 2685へ。



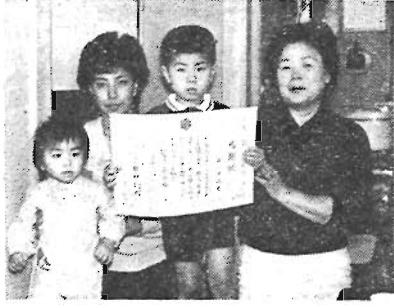
藤山寛美さんが募金

恒例池袋歳末助け合い

12月1日、池袋駅東口広場に設けられた「スマイルショット」のシンボルモニメントに、藤山寛美さんが第1号の募金を投入しました。



ミス・アゼリアが「1日食品衛生監視員」
12月1日、ミス・アゼリア(吉沢典子さん)が「1日食品衛生監視員」となり、サンシャインシティ内の食品街や飲食店街を見回りました。



12月5日午の本欄に掲載しました
「能・狂言に親しむ」の説明中、写
真の指示が逆になっていました。お
詫びして訂正します。

12月1日、千早町一丁目の桑原康浩ちゃん(3歳)が、隣家の火事を未然に防ぎ、池袋消防署から感謝状を贈られました。拍手!(右から二人目)

手芸教室



60歳以上の方へ

口へ。

△詳細…94-7355へ。

らくらく体操

△講師…国井実氏

△内容…血行をよくし、体を柔らかくする軽い体操

△定員…40名(先着順)

△申込み…1月6日から本人

が直接当館へ。

△詳細…91-9873へ。

教養講座

『人と人との間で』

△時間…午後1時30分～3時

のとおり

△会場…南大塚ことぶきの家

△定員…80名

△申込み…1月10日から当館

△詳細…94-7355へ。

木彫教室

△期日…1月13日～2月の毎週木曜日 午後1時30分～3時

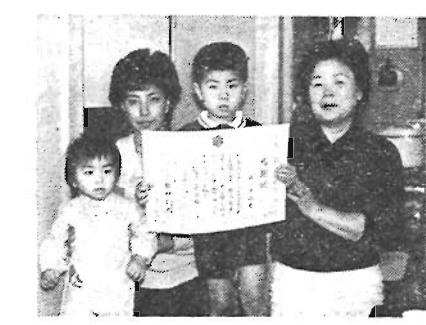
△会場…南大塚ことぶきの家

△定員…25名(先着順)

△申込み…1月5日から費用を添えて、本人が直接当館

△会場…池袋本町ことぶきの家

△詳細…91-9873へ。



【交通事故にあつたら】
国民健康保険に加入している人が、万一、交通事故にあって国保に立替えた医療費は、あとで被害者に代わって加害者に請求することになります。詳しいことは相談求償担当☎ 2665へ。

【交通事故にあつたら】
国民健康保険に加入している人が、万一、交通事故にあって国保に立替えた医療費は、あとで被害者に代わって加害者に請求することになります。詳しいことは相談求償担当☎ 2665へ。

家

△講師…菅原房子氏

△費用…千300円(材料費)

△申込み…1月5日から費用を添えて、本人が直接当館

△会場…池袋本町ことぶきの家

△詳細…91-9873へ。

回

日

テー マ

講 師

1月13日
(木)

家族関係再考

全国老人クラブ連合会評議員
村田松男氏

1月17日
(月)

人間関係と生きがい

立教大学教授
早坂泰次郎氏

1月26日
(水)

ことばと人間関係

話力研究所理事
大畠常靖氏

保健所カレンダー

1月 受付時間 午前9:00~10:30、午後1:00~2:30

事業名	実施日	
	池袋保健所 987-4171	長崎保健所 957-1191
乳児健康診査(4か月児) (57年9月生れの方)	11.13(火) 午後	18.25(火) 午後
1歳6ヶ月児健康診査 (56年7月生れの方)	7.14.21(金) 午前	28(金) 午後
3歳児健康診査 (54年12月生れの方)	25(火) 午前、午後	5(木)、11(木) 午後
3歳児心理相談	27(木) 午前、午後	6.13(木) 午後
3歳児歯科健康診査	27(木) 午前、午後	6.13(木) 午後
歯科衛生相談室 (3歳未満の方)	毎週木曜日 午前	11.18.25(木) 午前
産婦健康診査	13.20(木) 午後	20.27(木) 午後
乳幼児健康診査に伴う田親の結核健診	13.20(木) 午後	18.25(火) 午後
ツベルクリン反応検査	11.18(火) 午後	12(火) 午前
結核予防接種(BCG)	13.20(木) 午後	14(火) 午前
風疹抗体検査 (電話予約者のみ)	5.19(火) 午前	17.31(月) 午前
一般健康相談(健診)	毎週水曜日 午前 (事業所受診は予約制)	毎週月曜日 午前
一般健康相談 (健診結果、診断書交付)	一般健康相談(健診)の翌週月曜日 午前	一般健康相談(健診)のその週月曜日 午前
成人病相談	5.19(火) 午後	7.21(木) 午後
精神衛生相談	7.21(木) 午後	14.28(木) 午後
慈育相談	17.24(月) 午後	
田親学級	休 講 休 講	

母子健康相談 1月の日程

池袋保健所担当	10日(月)	午後1時30分~2時30分	池袋保健所
	11日(火)	午前10時~11時	池袋本町児童館
	14日(金)	午後1時30分~2時30分	南大塚社会教育会館
	17日(月)	"	第十出張所
	18日(火)	午前10時~11時	高田児童館
	21日(金)	午後1時30分~2時30分	青年館
	12日(水)	午前9時~10時30分	長崎保健所
	26日(火)	"	"

目白小学校
六年 生 香

六年 戸崎百合江

六年 戸崎百合江

友達は、おこつて、ちがう友達
「心は天気」

空気が汚ないと、人も空気の通り道の気管支を痛めたり、肺の働きを弱めたりします。そのため、病気となったり、病気を一層悪くしたりします。

そこで、空気が悪いために呼吸器系の病気にお悩みの方——医師に『慢性気管支炎』、『気管支ぜん息』、『ぜん息性気管支炎』、『肺気腫』と診断された方は、区役所に申請してください。審査の結果認定されると、その病気の治療費などが一定の枠内で無料となるなど、各種の給付を受けることができます。

認定申請をことができる方

は、次の3つの条件をすべて満たしている方です。

- ① 現在、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫のいずれかにかかっていること。
- ② 現在、豊島区内で1日8時間以上過ごすことが普通であること。
- ③ 公害健康被害補償法に定める第一種指定地域(豊島区など)に住んでいる期間または通勤、通学等の期間が次の右下の表の条件を満たしていること。

なお、居住期間と通勤等が複数している場合は、期間が連続していない場合は、期間が異なります。

認定申請をすることができる方

の制度を利用できる方

認定申請をすることができる方

認定

区民教室を開きます

●駒込社会教育会館開催分

科 目	内 容	日 時	定 員	教 材 費
☆製本と表丁	いつまでも大切にしたい想い出の数々や書物、子どもの絵や日記を本にしてみませんか。	1月26日～3月30日の水曜 (10回) 10:00～12:00	20名	6,000円
ジャズダンス	汗をかくことの爽快さ、踊ることの楽しさを流行るエアロビクスもとり入れて味わっていただきます。	1月20日～3月24日の木曜 (10回) 18:45～20:45	20名	500円
料 理	時間もかららず、手間もからず、お金もからず、それでいておいしいお料理をお教えします。	1月22・29日、2月5日の土曜 (3回) 13:30～15:30	24名	2,500円

◇受講資格…区内在住または在勤の方(☆印は区内在住の方のみ)

◇申込み…1月12・13日の午前10時から午後7時までに、自分のあて先を書いたはがき1枚を持って当館へ。申込みは1人1科目とします。申込み多数のときは抽選となります。

◇詳細…当館940—2400へ。

●千早社会教育会館開催分

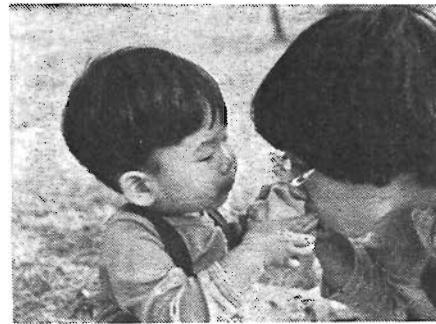
科 目	内 容	日 時	定 員	教 材 費
社交ダンス	初めて社交ダンスを習う人を対象に、基本ステップから始めます。	1月22日～3月26日の土曜 (10回) 13:30～15:30	男女各20名	1,000円
※文 学 (竹取物語)	人々に親しまれている『竹取物語』を中心として鑑賞してみませんか。	2月5日～3月19日の土曜 (7回) 10:00～12:00	60名	1,240円
※くらしの中の法律	遺産相続、不動産賃借など、日常的な法律問題を学びます。	2月3日～3月3日の木曜 (5回) 14:00～16:00	45名	一
木目込人形 おひなさま	手づくり人形でおひなまつりを迎えてみませんか。	2月3日～24日の木曜 (4回) 10:00～12:00	20名	6,500円

◇受講資格…区内在住または在勤の方

◇申込み…1月11・12日の午前10時から午後7時までに、自分のあて先を書いたはがき1枚を持って当館へ。申込みは1人1科目としますが、※印との2科目は申し込みます。申込み多数のときは抽選となります。

◇詳細…当館974—1335へ。

●12月27日から1月4日までは休館ですので、ご注意ください。



子育てに関する情報があふれている今日、子どもを確かな自分でつめ自分流の子育てを展開するのを容易なことではありません。

生き生きとした親子関係を探る

え、親がどう生きるかを考えます。
◇会場

◇日程…左表のとおり

◇時間…午前10時～正午

課社会教育係内3456へ。
◎3歳程度のお子さんから保育しますが、人数に制限がありますので、事前にご相談ください。

区の保養所は区民のための施設です。一人でも多くの方に利用していただくため、また、公平を期するために、講義やディスカッションを通して、子どもの実像をとらんを通じて、子育ての視点をもつてなんだろう

◇申込み…各学級40名(先着順)

・要町学級・要町第1区民集会室

・要町学級・要町第1区民集会室